

○八女西部広域事務組合行政財産使用料条例

(平成26年9月11日 条例第1号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づく八女西部広域事務組合(以下「組合」という。)の行政財産の使用料(以下「使用料」という。)については、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 前条の使用料の額は、次に定めるところによる。

- (1) 電柱その他別表第1に掲げる物件又は工作物を設置することを目的として土地又は建物を使用する場合の使用料の額は、同表に定める額とする。
- (2) 土地又は建物を前号以外の目的に使用する場合の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。
- (3) 土地又は建物を使用する場合の使用料の額が前2号によりがたい場合並びに土地及び建物以外の行政財産を使用する場合の使用料の額は、組合長が別に定める額とする。

2 使用者が負担すべき電気料、水道料等は、前項の使用料に加算して徴収することができる。

(使用料の減免)

第4条 組合長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 組合の主催又は共催する事業のため使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条に規定する職員団体及び筑後市職員の共済制度に関する条例(平成元年条例第9号)により組織された職員互助会が、その事業の用に供するため使用するとき。
- (4) 前3号のほか、組合長が必要と認めたとき。

(使用料の徴収方法)

第5条 使用料は、使用許可の際徴収する。ただし、使用の期間が1月以上にわたる場合において月額又は年額により使用料を定めた場合は、当該月又は年度内において組合長の指定する日までに納付させることができる。

(使用料の還付)

第6条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 組合の都合により許可を取り消したとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により当該行政財産を使用できなくなったとき。
- (3) 前2号のほか、組合長が特別の理由があると認めたとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

区 分		金額 (年額)
電柱類		電気通信事業法施行令 (昭和 60 年政令第 75 号) 別表第 1 の例により算定した額
自動販売機	使用面積 0.5 平方メートル未満のもの	1 台当たり 5,000 円
	使用面積 0.5 平方メートル以上 1 平方メートル未満のもの	1 台当たり 10,000 円
	使用面積 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満のもの	1 台当たり 20,000 円
	使用面積 2 平方メートル以上のもの	20,000 円に 0.1 平方メートルを増やすごとに 1,000 円を加算した額
その他工作物		筑後市道路、水面及びこれに附属する土地の占用条例 (昭和 42 年条例第 15 号) の例により算定した額

備考

- 1 「電柱類」とは、電気通信事業法施行令別表第1の種類欄に掲げる物件をいう。
- 2 電柱類の使用許可の期間に1年未満の端数があるときは、その端数を1年として計算する。
- 3 自動販売機の使用料の額は、上記の定めるところにより計算した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

区分	金額 (月額)
土地	当該行政財産の管理者が備え付けている行政財産台帳の評価格に固定資産の価格を参考にして 1,000 分の 5 を乗じて得た額 (使用期間が 1 月に満たないときは、当該額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算する。
建物	当該行政財産の管理者が備え付けている行政財産台帳の評価格に 1,000 分の 6 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額

備考

- 1 使用面積が 1 平方メートル未満であるとき又は使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
- 2 使用許可の期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、日割をもって計算する。
- 3 使用料の額は、上記の定めるところにより計算した額とし、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、1 件の使用料の額が 100 円未満となるときは、100 円とする。